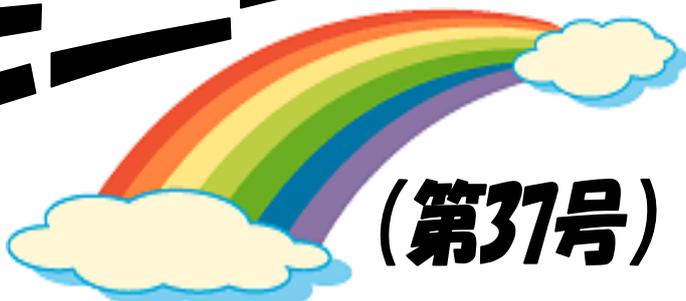


ハーモニ



(第37号)

発行：下田市役所企画財政課 編集協力：男女共同参画社会の実現を目指す市民懇話会
電話：22-2212 FAX：22-3910 メール：kikaku@city.shimoda.shizuoka.jp

chapter 1 ドメスティック・バイオレンス(DV) = 配偶者や恋人等からの暴力 =

内閣府の調査において、10代から20代の頃に、「交際相手がいた(いる)」という中で“身体的暴行”“心理的攻撃”“性的強要”のいずれかの被害を交際相手から受けたことがある人の割合は約10人に1人という結果が出ています。

配偶者暴力防止法が改正され、昨年1月から生活の本拠を共にする交際相手からの暴力も法の適用対象となりました。

配偶者や恋人等からの暴力は犯罪であり、人権侵害です。殴る・蹴るだけが暴力では、ありません。

【例えば・・・！】

身体的暴力

- 殴る、ける
- 髪を引っ張る
- 包丁を突きつける
- 首をしめる



暴力をふるわれて
いい人などいない

性的暴力

- セックスを強要する
- 避妊に協力しない
- ポルノ雑誌を見せる

社会的暴力

- 大事なものを捨てる・壊す
- 人間関係・行動を監視する
- 外出やつきあいを制限する

経済的暴力

- 生活費を渡さない
- 働かない
- 使途を細かくチェックする

精神的暴力

- 大声でどなる
- 無視する
- ののしる、侮辱する

子どもを利用した暴力

- 子どもに暴力を見せる
- 子どもを危険な目にあわせる
- 子どもを取り上げる

1人で悩まないで。早めの相談が問題解決への第一歩です。

DV 相談ナビ ここに電話 0570-0-55210

chapter 2 「子ども・子育て支援新制度」がスタートします！

平成 27 年 4 月、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が本格スタートします。今回は、新制度についての全般的な概要の一部をご紹介します。

参考資料

内閣府・文部科学省・厚生労働省「子ども・子育て支援新制度なるほど BOOK」

1. 「子ども・子育て支援新制度」で進める取り組み

- 1) 幼稚園と保育所の良いところを1つにした「認定こども園」の普及を図ります。
- 2) 保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にします。
- 3) 幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上を進めます。
- 4) 子どもが減ってきている地域の子育てをしっかりと支援します。

2. 支援の量を拡充！

必要となるすべての家庭が利用できる支援を目指します。

- ・子どもの年齢や親の就労状況などに応じた多様な支援を用意。
教育・保育や子育て支援の選択肢を増やします（地域の実情により異なります）。
- ・1人目はもちろん、2人目、3人目も安心して子育てできるように、教育・保育の受け皿を増やします（待機児童の解消のため平成 29 年度までに新たに約 40 万人分の保育の受け皿を確保します）。

利用できる主な支援

仕事や介護などで
子どもをみられ
ない日が多い

0~2歳



- 保育所
- 認定こども園
- 小規模保育
- 家庭的保育
など

3~5歳



- 保育所
- 認定こども園
など

ふだん家にいて
子どもと一緒に
すごす日が多い

0~2歳



- 一時預かり*
- 地域子育て
支援拠点*
など

3~5歳



- 幼稚園
- 認定こども園
など

※3歳以上も利用可能です。

3. 支援の質を向上！

子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指します。

主な改善例

- ・幼稚園や保育所、認定こども園等の職員配置の改善
子どもたちにより目が行き届くように、職員1人が担当する子どもの数を改善します。
- ・幼稚園や保育所、認定こども園等の職員の処遇改善
職員の処遇改善を行い、職場への定着及び質の高い人材の確保を図ります。
- ・放課後児童クラブの充実
18時半を超えて開所するクラブに必要な費用を支援することで、小学校入学を機に仕事と育児の両立が困難になる「小1の壁」の解消を図ります。

4. 幼稚園・保育所に加えて、認定こども園の普及を図ります！

地域型保育を新設し、待機児童の多い3歳未満児の保育を増やします！

小学校就学前の施設としては、これまで幼稚園と保育所の2つが多く利用されていました。新制度では、幼稚園と保育所に加えて、両方の良さをあわせ持つ「認定こども園」を地域の実情に応じて普及を図ります。また、新たに少人数の子どもを保育する事業を創設し、待機児童の多い都市部、子どもが減っている地域の双方で身近な保育の場を確保していきます。

幼稚園

3～5さい



小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校

利用時間

昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動（預かり保育）などを実施。

利用できる保護者

制限なし。

下田市内の場合：下田幼稚園

保育所

0～5さい



就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設

利用時間

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

利用できる保護者

共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者。

下田市内の場合：下田保育所、稲生沢保育園、ひかり保育園

認定こども園

0～5さい



教育と保育を一体的に行う施設

- 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です（平成18年に導入）。
- 新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をしやすくし、さらに普及を図っていきます。

下田市内の場合：下田認定こども園

地域型保育

0～2さい



施設（原則20人以上）より少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業

- 新制度では、新たに市町村の認可事業とし、待機児童の多い0～2歳児を対象とする事業を増やします。
- 保育施設を新設する場所のない都市部に加えて、子どもが減少している地方など、地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保します。

下田市内の場合：なし

5. 新制度の取り組みは市町村が中心となって進めます！

これまで「子ども・子育て支援新制度」の一部を紹介しましたが、この取り組みは住民の方にもっとも身近な市町村ごとで地域の子育て家庭のニーズを把握し、それにあった支援が提供できるよう計画を策定し、施設・事業の整備を進めていきます（「子ども・子育て支援事業計画」）。下田市の取り組む事業についての詳細は、以下までお問い合わせください。

問合せ先 学校教育課こども育成係 ☎23-3929

chapter 3 下田市の子育て支援策

ファミリーサポートセンター

子育ての方が安心して働き、育児ができるように、あらかじめ登録した市民同士が援助活動をするためのネットワークです。

●対象者

市内在住の0歳～小学6年生までの乳幼児、児童をお持ちの方

●利用料金(1時間)

基本料金：月～金 7:00～19:00 600円
土日祝日及び基本時間外 700円

※ご利用には、おねがい会員として事前登録が必要

●登録に必要なもの

写真2枚(保護者)、印鑑、保険証

●登録・問合せ先

学校教育課こども育成係 23-3929

緊急・リフレッシュ保育

病気や冠婚葬祭、育児に伴う心理的、肉体的負担を解消したいときに、保育所で一時的に子どもをお預かりする事業です。

●対象児

出生後10か月から小学校就学前の乳幼児

●保育時間

平日：8:30～17:00 土曜：8:30～12:00

●保育期間

原則1か月に6日程度以内、週3日程度

●費用 3歳未満 1日 1,800円

3歳以上 1日 700円

●申込方法

申込書に必要事項記入後、保育希望日3日前までに下田保育所へ提出

●問合せ先 下田保育所 22-0672

放課後児童クラブ

●対象者

市内小学校に在籍している小3まで(H27.4より小6まで拡大)の「昼間保護者のいない家庭の児童」等

●開設場所 下田小学校、稲生沢小学校

●開設日 月～土曜日

●開設時間 平日：授業終了～17:30 土曜、長期休業日：8:30～17:30

●休日 日・祝祭日、年末年始(12/29～1/3)

●保護者負担金

保育料 月額 6,000円

会費 月額 2,000円(おやつ代)

保険料 月額 2,000円(入会時一括)

※8月(夏休み)の保育料については2,000円加算

●問合せ先

学校教育課こども育成係 23-3929

下田市地域子育て支援センター

親子の交流や子育てに関する相談などの様々な活動を通して子育てを支援しています。

●対象者 就学前の乳幼児とその保護者

●開館日

月～金曜日(土日、祝祭日、年末年始は休館)

●利用時間 9:00～11:30、13:00～15:30

●活動内容

誕生会、育児講座、子育て相談(来所・電話)

●問合せ先

下田市地域子育て支援センター 27-2200

下田市の子育てに関する情報はホームページに掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

下田市子育て支援情報ホームページアドレス

<http://www.shimoda-kosodate.net/>

男女共同参画情報紙「ハーモニー」は、下田市ホームページでも公開されております。

ホームページアドレス <http://www.city.shimoda.shizuoka.jp/>

【 ホーム > 市政ガイド > 男女共同参画 > 男女共同参画情報誌「ハーモニー」 】

※男女共同参画情報紙「ハーモニー」へのご意見、ご感想を募集しております。

下田市役所 企画財政課 企画調整係 までご連絡ください。

TEL：0558-22-2212 FAX：0558-22-3910 E-mail：kikaku@city.shimoda.shizuoka.jp